

水第2号議案

横浜市水道条例の一部改正

横浜市水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年12月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市水道条例の一部を改正する条例

横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第1号中「大きな口径の」を「計量能力が高い」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 設置するメーターの呼び径（計量能力により段階分けしたメーターを、その接続端の概略寸法で表した呼び方をいう。以下同じ。）及び位置は、管理者が定める。

第27条第2項中「口径」を「呼び径」に改め、同項の表中

25ミリメートル以下	を
40ミリメートル以上 100ミリメートル以下	
150ミリメートル以上	

25 以下	に改める。
40 以上 100 以下	
150 以上	

第31条第1項各号列記以外の部分中「または」を「又は」に改め、「の各号」を削り、同項ただし書中「口径50ミリメートル」を「

メーターの呼び径50」に改める。

第34条の2第1項各号列記以外の部分中「口径」を「呼び径」に改め、「の各号」を削り、同項第1号中「口径」を「呼び径」に、「が25ミリメートル」を「が25」に改め、同号の表中

「

25ミリメートル以下
40ミリメートル
50ミリメートル
75ミリメートル
100ミリメートル
150ミリメートル
200ミリメートル以上

」

を

「

25以下
40
50
75
100
150
200以上

」

に改め、同項第2号中「口径」

を「呼び径」に、「前号に規定する額を」を「同号に規定する額を」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

提 案 理 由

特定計量器検定検査規則の一部改正に伴い、関係規定の整備を図る等のため、横浜市水道条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市水道条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）
（~~下段~~ 現 行）

（メーターの設置）

第22条 メーターは、市が設置し、使用者または所有者に保管させるものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、これを使用者または所有者に設置させることがある。

- (1) 使用予定水量に比し、著しく計量能力が高いメーターを必要とするとき。

（第2号、第3号及び第2項省略）

- 3 設置するメーターの呼び径（計量能力により段階分けしたメーターの前項のメーターの位置は、管理者が定める。メーターを、その接続端の概略寸法で表した呼び方をいう。以下同じ。）及び位置は、管理者が定める。

（第4項省略）

（最低使用水量）

第27条 （第1項省略）

- 2 1 給水装置の最低使用水量は、その給水装置に設置されたメーターの呼び径に
口径 応じ、1月につき次のとおりとする。

メーターの <u>呼び径</u> <u>口径</u>	最低使用水量
<u>25以下</u> 25ミリメートル以下	8立方メートル
<u>40以上100以下</u> 40ミリメートル以上100ミリメートル以下	50立方メートル
<u>150以上</u> 150ミリメートル以上	100立方メートル

（料金算定の特例）

第31条 メーター点検例日から次の点検例日までの期間の中途にお

いて給水装置の使用を開始し、廃止し、又は中止したときの料金は、第26条第1項ただし書の規定にかかわらず、それぞれ次の各号に定めるところによる。ただし、メーターの呼び径50以上のものについては、この限りでない。

(第1号、第2号及び第2項省略)

(水道利用加入金)

第34条の2 給水装置(私設消火せんを除く。)の新設工事及び改造工事(メーターの呼び径を増すものに限る。以下同じ。)の申込者は、次の各号に定める額を水道利用加入金(以下「加入金」という。)として納入しなければならない。

- (1) 新設工事 メーターの呼び径に応じ次に掲げる額。ただし、メーターの呼び径が25以下の家事用の専用給水装置については、申込者が引き続き3年以上市内に住所を有する者である場合は、78,750円とする。

メーターの <u>呼び径</u>	加入金の額
<u>25以下</u> 25ミリメートル以下	157,500円
<u>40</u> 40ミリメートル	1,338,750円
<u>50</u> 50ミリメートル	2,047,500円
<u>75</u> 75ミリメートル	4,882,500円
<u>100</u> 100ミリメートル	8,347,500円
<u>150</u> 150ミリメートル	18,900,000円
<u>200以上</u> 200ミリメートル以上	管理者が別に定める額

- (2) 改造工事 改造後のメーターの呼び径に対応する前号に規定する額から改造前のメーターの呼び径に対応する同号に規定する前号に規定する

水第2号

$\frac{\text{る額を}}{\text{る額を}}$ 控除した額

(第2項から第5項まで省略)